

防衛省職員 非常勤隊員（期間業務隊員） 募集案内

陸上自衛隊富士教導団では、下記により非常勤隊員（期間業務隊員）を募集しておりますので、希望される方は応募して下さい。

1 受付期間

令和4年5月16日（月）～令和4年7月11日（月）

（持参の場合は土・日曜日を除く午前8時30分から午後5時までの間で、郵送の場合は7月11日（月）の必着とします。）

2 採用（勤務）先

陸上自衛隊富士教導団教育隊（静岡県御殿場市中畑2092-2（滝ヶ原駐屯地））

3 採用職種・採用期間・勤務日数・採用人員

採用職種	採用予定期間	勤務日数	採用人員
自動車教習所教員 非常勤隊員 （期間業務隊員）	令和4年11月1日 ～ 令和5年3月31日	90日程度	1名

※ 勤務日数については、状況により若干変動する場合があります。
採用予定者数は変更する場合があります。

4 職務内容

- (1) 各種免許取得課程における教習指導員業務
- (2) 技能検定員業務
- (3) 新規教習指導員の養成業務
- (4) 教習施設の維持管理業務
- (5) 本部業務の事務等補助
- (6) 自動車教習所入所者のしつけ指導業務

※ 陸上自衛隊の保有する車両を取り扱います。

5 応募資格

- (1) 公安委員会の発行する教習指導員資格者証（第一種大型自動車免許教習（平成19年6月以降の更新））を有している者
- (2) 次のいずれかーに該当する者は受験できません。
 - ア 日本の国籍を有しない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 試験日及び試験場所

(1) 試験日

- ア 実技試験、身体検査等、車両適性検査
令和4年9月中に実施（細部は別途、本人に通知）
- イ 口述試験
令和4年9月中に実施（細部は別途、本人に通知）

(2) 試験場所：陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地

- ※ 試験当日は、1ヶ月以内に取得した「運転記録証明書（3年）」及び「SDカード」を持参して下さい。

7 試験種目

口述試験、身体検査、車両適性検査及び陸上自衛隊の保有する独自の大型教習車両による実技試験

8 応募要領等

提出書類	提出部数	非常勤隊員応募票請求先及び提出先
非常勤隊員（期間業務隊員）応募票	2部	〒412-8550 静岡県御殿場市中畑2092-2 陸上自衛隊富士教導団教育隊車両教育班 Tel0550-89-0711（内線297）
教習指導員資格者証（写）	1部	

- (1) 非常勤隊員（期間業務隊員）応募票を郵送で請求する場合は、住所・氏名を明記し、120円切手を貼った返信用封筒（A4判）を同封して下さい。
- (2) 非常勤隊員（期間業務隊員）応募票に自筆で記入し、写真（6ヶ月以内に撮影した脱帽、上半身、正面向きのもので、縦4cm・横3cm程度のもの。）を貼って下さい。
- (3) 応募された方には、後日「選考採用試験通知書」（受験票に代わる書面です。）を郵送により送付します。試験日等が変更になる場合がありますので確認して下さい。
（令和4年8月5日（金）までに到着しない場合は提出先に問い合わせして下さい。）
- ※ 提出書類を郵送する場合は、配達記録若しくは簡易書留等により処置して下さい。
また、郵便局の「受領証」は、「選考採用試験通知書」が届くまで大切に保管しておいて下さい。

9 試験結果通知

令和4年10月中旬頃、受験者全員に通知します。
（電話による問い合わせには応じません。）

10 採用後の処遇等

(1) 身分

陸上自衛隊に勤務する非常勤隊員（期間業務隊員）

(2) 給与等

ア 日額

7,200円～12,400円

（学歴、職務経験年数及び教習指導員免許の更新の有無により決定されます。
なお、地域手当支給対象勤務地であるので上記日額に加算されます。）

イ 諸手当相当分

通勤手当（上限31,600円）、時間外勤務手当等が実態に応じて支給されます。

11 人事管理等

(1) 勤務時間

1日：7時間45分

なお、状況により、時間外勤務をする場合があります。

(2) 休暇

一定の期間を勤務した場合に年次休暇が付与されます。

また、そのほかに有給休暇、無給休暇が状況により付与されます。

(3) 採用後の人事管理については、防衛省の方針によります。

(4) 採用後は、厚生年金保険、健康保険、介護保険、雇用保険の対象となります。

(5) 受験のための旅費、宿泊費等は支給されません。

(6) 提出された応募書類は一切返却しません。

(7) 不明な点は、提出先までお問い合わせ下さい。

